

美濃加茂市と東海学院大学との連携に関する協定書

美濃加茂市と東海学院大学（以下「両者」という。）は、相互の発展のために連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的に緊密な協力関係を築き、持続的・発展的に連携を深めることにより、活力ある地域社会の形成及び発展、未来を担う人材育成、並びに市民等の教育文化活動等の推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 市総合計画の推進に関すること。
- (2) 食と健康に関すること。
- (3) 食と介護予防に関すること。
- (4) 地域福祉に関すること。
- (5) 人材育成に関すること。
- (6) その他目的を達成するため必要な分野に関すること。

（連絡調整窓口）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 両者は、本協定に基づく連携・協力に当たり知り得た情報については、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の3か月前までに、両者のいずれからも異議の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

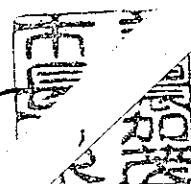
第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に際し疑義が生じた場合は、両者で協議の上決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ署名のうえ、各自でその1通を保有する。

令和2年5月12日

美濃加茂市長

伊藤誠



東海学院大学長

神谷真弓

